

西尾市上下水道事業公告第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項において例によるものとされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び西尾市市税条例（昭和43年西尾市条例第17号）第18条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 8 月 4日

西尾市長 中 村 健



送達すべき書類は、西尾市上下水道部上下水道営業課に保管しており、いつでも送達を受けるべき者の申出により交付する。		
送達を受けるべき者の 氏 名・名 称	送達すべき書類	備考
北崎 正一	令和8年度第1期上下水道料金督促状	
北崎 正一	令和8年度第1期(精算)上下水道料金督促状	
鈴木 一馬	令和8年度第1期上下水道料金納入通知書	
鈴木 一馬	令和8年度第2期(精算)上下水道料金納入通知書	
鈴木 一馬	令和8年度第1期上下水道料金督促状	
鈴木 一馬	令和8年度第2期(精算)上下水道料金督促状	
佐藤 亮	令和8年度第2期上下水道料金納入通知書	
難波 瑠一	令和8年度第1期上下水道料金督促状	
HOANG VAN QUYET	令和8年度第1期上下水道料金督促状	
(注) 掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。		